

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○ 経済総合

1. 中国の WTO 加盟交渉が終結(9 月 18 日人民日報他)
2. 1～9 月の国民経済、安定成長(10 月 20 日人民日報他)

○ 法律・法規等

1. 全人代常務委員会、10 月 22 日～27 日まで「著作権法」「商標法」の修正を審議(法制日報 10 月 16 日)
2. 「IC 回路図設計保護条例実施細則」10 月 1 日より施行(中国知識産権報 9 月 26 日)
3. 北京市高級人民法院、特許権侵害認定に関するガイドを公布(法制日報 10 月 11 日)
4. ニセ薬品案件の審理に関する通知発布(国家薬品监督管理局 9 月 27 日)

○ ニセモノ問題

1. 広東省汕頭市でニセブランド石けんを大量押収(商標世界 9 月 20 日)
2. 天津市、ニセ P&G 社製品の販売ブロックを摘発(法制日報 9 月 29 日)
3. 広西省玉林市、ニセ P&G 社製品販売案件を公布(商標世界 9 月 27 日)
4. 国際ブランド靴販売店、製品はすべてニセモノ(中国防偽 2001 年 10 月)
5. 北京市西城区質量技術監督局、ニセモノ取締りを重点的に強化(中国質量報 10 月 9 日)
6. 大興、ニセ薬品製造拠点を摘発(中国質量報 10 月 19 日)
7. 武漢市「華聯」スーパー、マオタイ酒のニセモノを販売(中国質量報 10 月)
8. 蒼南県印刷業、ニセモノ取締りを強化(法制日報 10 月 13 日)

○ 中国行政・司法関連

1. 全国市場経済秩序の整頓・規範指導グループ第三回全体会議開催(法制日報 9 月 30 日)
2. WTO 加盟に備え各地省・市法院知的財産権審判シンポジウム開催(法制日報 9 月 26 日)
3. 商標登録の国際分類、来年 45 分類まで増加(商標世界 9 月 20 日)
4. 国網社、再びドメインネーム紛争の被告に(法制日報 10 月 10 日)
5. 浙江省で公安厅と科学技術庁が協力、法律執行能力を強化(知識産権報 10 月 17 日)
6. 撮影界の大規模な著作権案の審理終結(中国知識産権報 10 月 12 日)

○ その他 IPR 関連

1. 青海省、特許技術をネット上で取引(中国知識産権報 10 月 10 日)
2. 深セン東芝社、サービスを強化(中国質量報 10 月 11 日)
3. 瀋陽の映画館、海賊版ディスクとチケット 1 枚を交換(人民網日本語版 2001 年 10 月 23 日)

## ○ JETRO からのお知らせ

1. 第 8 回日中特許庁長官会合が北京にて開催
2. 産業競争力と知的財産権を考える研究会がスタート
3. 日本商工会議所 IPG、11 月会合開催のお知らせ
4. ニセモノ調査会社リストをホームページに掲載
5. JETRO 北京センター「知的財産権基礎コース」が開講

---

---

### 経済総合

#### ★★★ 1. 中国の WTO 加盟交渉が終結★★★

中国の WTO 加盟問題について多国間交渉を進めてきた作業部会は 17 日午後、ジュネーブで公式会合を開き、加盟に必要な文書を全会一致で採択した。これにより、GATT 以来 15 年に及ぶ加盟交渉が全て終了した。

WTO 加盟手続きに従い、中国の加盟文書は 11 月にドーハで行われる予定の第 4 回閣僚会議で審議され、全ての法的手続きを終えた後、正式に WTO 加盟国となる。(9 月 18 日人民日報他)

#### ★★★ 2. 1～9 月の国民経済、安定成長★★★

国家統計局の発表によれば、今年 1～9 月の中国の国内総生産は 5 兆 6800 億元に達し、昨年同期比で 7.4% 増となった。工業生産高は 1 兆 4440 億元で同 9.3% 増、累計輸出入総額は 2546 億ドルで同 9.4% 増となっており、中国経済は引き続き安定した成長を続けている。(10 月 20 日 人民日報他)

### 法律・法規等

#### ★★★ 1. 全人代常務委員会、10 月 22 日～27 日まで「著作権法」、「商標法」の修正を審議★★★

#### ★★

第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議が 10 月 22 日～27 日まで北京で開かれている。今回の会議で、「中華人民共和国著作権法修正案(草案)」、「中華人民共和国商標法修正案(草案)」が審議される予定である。(法制日報 10 月 16 日)

※商標法の改正については、公表され次第、本ニュースレターにて紹介する予定。

#### ★★★ 2. 「IC 回路図設計保護条例実施細則」10 月 1 日より施行★★★

中国「IC 回路図設計保護条例」の確実な実施を保证するため、国家知識産権局は今年 9 月 18 日に「IC 回路図設計保護条例実施細則」を公布した。当該実施細則は条例と同様、2001 年 10 月 1 日より施行された。当該実施細則は全 6 章 42 条からなり、IC 回路図設計登録の申請及び審査、IC 回路図設計登録申請の再審議並びに専有権の取消し、回路図設計専有権の保護及び関連手続きの費用などの内容を規定するものである。また、回路図設計登録申請機関や申請の具体的要求、回路図設計申請日、発効日、トレードシークレットを含めた回路図設計に関連する諸問題及び IC 回路図設計の公告及び公的文書の調査につき、明確な規定を行っている。当該条例の規定により、國務院の指定する知的財産権行政部門、即ち国家知識産権局が IC 回路図設計登録申請の受理、審査、再審、再議、専有権の授与及び取消し業務を担当することとなる。(中国知

識産権報 9 月 26 日)

**★★★ 3. 北京市高級人民法院、特許権侵害認定に関するガイドを公布★★★**

北京市高級人民法院により採択された「特許権侵害認定の若干の問題に関する意見（試行）」が 9 月末北京市第一・第二中級人民法院に下達され、10 月 11 日より正式に施行された。この「意見」は全 6 部分、129 条からなり、発明、実用新案特許権の保護範囲の確定、発明及び実用新案特許権の侵害認定、意匠権侵害の認定、その他の特許権侵害行為の認定、特許権侵害抗弁、関連する概念の定義などの内容が含まれている。同ガイド公布により、権利侵害認定についての問題において司法運用の統一が期待される。（法制日報 10 月 11 日）

**★★★ 4. ニセ薬品案件の審理に関する通知発布★★★**

近日、国家薬品监督管理局はニセ薬品案件の審理に関する通知を発布した。通知内容は以下の通りである。

1) 各地でニセモノ薬品に関わる損害額 200 万元以上の案件、中毒や死傷事件を引き起こした案件、複数の省（区、市）にまたがる案件が発生した場合、各省、自治区、直轄市の薬品监督管理局はすみやかに国家薬品监督管理局に報告しなければならない。2) 複数の省（区、市）にまたがるニセ薬品案件では、関係省（区、市）の薬品监督管理局の間で適時に連絡しなければならない。3) 各地の薬品監督管理部門がニセ薬品案件を処理する際、ニセ薬品に使われた包装紙、説明書、広告などの印刷物の状況についても同時に調査を行い、適時にこれらの状況を現地の工商行政管理部門に報告しなければならない。4) ニセ薬品案件の終結時、非法印刷に関する調査処理状況も同時にまとめて関係部門に報告しなければならない。（国家薬品监督管理局 2001 年 9 月 27 日）

**ニセモノ問題**

**★★★ 1. 広東省汕頭市でニセブランド石けんを大量押収★★★**

2001 年 9 月 1 日、広東省汕頭市でニセブランドの石けんを生産していた疑いのある 2 ヶ所の工場の取調べを行い、250 万元相当の機械設備と 912 ケースのセーフガード、ラックスなどのニセブランド製品を押収した。今回取調べが行われた“汕頭舒雅潔化工有限公司”は大規模な企業の一つであり、石けんの自社ブランドを有し、生産設備にも巨額の投資を行っており、外からは全く合法的な経営を行っているように見えたという。しかし実際は、これらの先進的設備により自社ブランド石けん生産量の何倍ものニセブランド石けんを生産し、汕頭から全国各地へと販売していたのである。

このような合法・非法の要素の入り混じった経営は最近のニセモノ生産販売者が常用している巧妙なやり口であり、行政監督部門にとって最も頭の痛い問題となっている。中国刑法の規定では、摘発されたニセモノ製品の総価値が 15 万元に達すれば即刑事責任を追及できるとしており、広東省潮陽市公安局は現在すでにこの事件の調査に介入している。（商標世界 9 月 20 日）

**★★★ 2. 天津市、ニセ P&G 社製品の販売ブロックを摘発★★★**

天津市質量技術監督捜査隊は天津市公安局と協力し、天津において長期にわたり P&G の代理

商を偽って訪問販売を行っていたニセモノ製品販売ブロックを摘発した。今回の捜査で P&G 社の“飄柔（シャンプー）”、“碧浪（洗剤）”、“舒腴佳”などのブランド製品 116 ケースと同社の販売記録及びオフィス設備等が押収された。智科公司是 2 年にわたりニセモノ製品の販売活動に従事し、40 人前後の販売人員を擁し、P&G 社の職員の名義を勝手に使用して天津の各デパートや会社、工場、病院などにニセモノの P&G 製品を販売・配達していた。販売人員の中には正式な職員だけでなくアルバイトの学生もあり、これらの販売人員は実際に販売営業に出る前に同社のトレーニングを受けていたという。（法制日報 9 月 29 日）

#### ★★★ 3. 広西省玉林市、ニセ P&G 社製品販売案件を公布★★★

広西省玉林市玉州区人民法院はニセ P&G 社のシャンプー製造販売案につき、二人の被告に対しそれぞれ懲役 1 年と罰金 10 万元の刑を言い渡した。この二人の被告は長期にわたり広西省、貴州省などのニセ P&G シャンプー製品の主要なサプライヤーであったという。昨年 10 月 20 日、被告は貴州でニセモノ製品の取引を行っている際に玉林市の公安に取り押さえられ、現場で 28 万元相当のニセモノ製品 738 ケースを押収した。玉州区人民法院は審理においてこれらの事実を確認し、上述の判決を下した。（商標世界 9 月 27 日）

#### ★★★ 4. 国際ブランド靴販売店、製品はすべてニセモノ★★★

今年 8 月 15 日、湖南省と衡陽市の各質量技術監督部門の協力により、湖南省衡陽市珠暉区の“国際有名ブランド靴販売店”としてニセモノの“ナイキ”などの靴製品の製造販売を行っていた大規模な工場を摘発した。この案件による経済損失額は 500 万元以上にのぼると見られており、同市で摘発された最大のニセモノ製造販売案件となった。捜査人員の現場取調べにより、“NIKE”、“DKNY”、“アディダス”などのブランド靴見本 13 点、トラック 1 台分の原材料、ニセ商標・ロゴのラベル数万枚、包装ケース 5000 個が見つかった。この工場は“捷威公司”と名乗り、台湾の羅という人物により域外から操作され、現地の職員により管理されているという。この案件は他に類を見ないほど大規模で、当局の捜査人員も現場の取調べに 20 時間を要した。（中国防偽 2001 年 10 月）

#### ★★★ 5. 北京市西城区質量技術監督局、ニセモノ取締りを重点的に強化★★★

今年 6 月、北京市西城区質量技術監督局は関連する品質検査機関との協力のもと、北京市の西四電子街において電動工具、低圧電気器具、電線やケーブルなどの製品の販売を行う 18 社の商店の扱う商品に対し品質検査を行った。うち 4 店がニセモノの“日立”、“マキタ”、“Bosch”などの有名ブランドの電動工具を販売しており、また 5 店が安全認証マークのない品質や安全性に問題のある電線やケーブルを販売していた。調査員はこれら企業に対しその場で行政処分を行い、かつその場で販売されていた模倣・粗悪製品 47 点を押収した。（中国質量報 10 月 9 日）

#### ★★★ 6. 大興でニセ薬品製造拠点を摘発★★★

10 月 13 日午後、北京市薬品监督管理局は、現地の薬品監督部門及び公安機関と共同で大興のニセ薬品製造拠点を摘発し、二台の韓国製製薬設備及び大量の生薬、北京製薬六厂及び北京天然百草医薬研究所の薬品のニセモノ及びその包装紙を大量に押収した。（中国質量報 10 月 19 日）

### ★★★ 7. 武漢市「華聯」スーパー、マオタイ酒のニセモノを販売★★★

10月10日、武漢市の漢陽、青山、太平洋、中華路の「華聯」チェーンのスーパーマーケットにて、質量技術監督局及び公安の調査員が同店で販売されていたマオタイ酒のニセモノ 156本を押収した。当局の担当者は、これは偶然の現象ではないとし、スーパーマーケットのニセモノ販売にも注意するよう呼びかけた。(中国質量報 10月)

### ★★★ 8. 蒼南県印刷業、ニセモノ取締りを強化★★★

蒼南県は中国の三大印刷基地の一つである。今年5月、蒼南県の印刷業は国務院により市場整理の重点として位置付けられた。6月14日、同県は竜港、金郷、銭庫、靈溪、宜山等の重点鎮にて12ヶ所の印刷拠点の調査を行った際、各種のニセ証明書類、証明書及び不法な商標・ロゴ印刷物148.8万枚を押収するとともに、ニセモノ製造設備や印刷設備34台を没収した。6月22日にはニセモノ製造の疑いのある11名に対する公開判決、処分を行った。そのうち、「京九鐵路国庫券」を不法に印刷した容疑者には有期懲役11年の刑が言い渡された。8月20日まで、全県に派遣された調査人員はのべ1.6万人、検査の行われた市場331ヶ所、企業は24024社であった。これらの調査により、無免許印刷の案件270件が審理され、170ヶ所のニセモノ製造拠点が摘発された。没収された機械設備は201台、罰金の総額は551万元である。なお、全県の印刷サンプル街をすべて閉鎖するとともに、ニセモノ製造者と印刷業者との連絡ルートが切断された。また運送部門を厳重に監督管理し、ニセモノの他の地方への流出を防止した。(法制日報 10月13日)

## 中国行政・司法関連

### ★★★ 1. 全国市場経済秩序の整頓・規範指導グループ第三回全体会議開催★★★

9月29日、全国市場経済秩序の整頓・規範指導グループが北京で第三回全体会議を開き、最近の市場経済秩序の整頓と規範の進展状況を振り返り、各部署の次の活動について研究を行った。同グループ長である李嵐清中国共産党中央政治局常務委員、国務院副総理は、会議の中で次の点を強調した。

模倣・粗悪製品は必ず源流から生産を断たなければならない。そのために、まず模倣・粗悪製品の生産販売拠点の取締りについて、要求に適合しない違法な生産拠点は必ず閉鎖しなければならない。またニセモノの商標や包装紙を印刷する企業を徹底的に排除する。その上でこれらの問題の原因を探り、体制・制度の面から問題を解決する。

また、会議においてニセモノ対策活動に関する一連のデータが発表された。今年8月だけで動員された衛生監督員はのべ23.4万人、取り締まった模倣・粗悪食品は1367トン、非法な加工製造拠点2828ヶ所、粗悪な布団・綿製品の生産・卸売販売拠点の大規模な摘発、廃棄処分されたニセモノ製造設備は1510台であった。また押収した北京、江蘇省、甘肅省、山東省の海賊版ソフトウェアは80万枚以上、広東省の密輸海賊版ソフトウェアは600万枚以上であり、珠海では1640万枚の海賊版ソフトウェアが一度に廃棄処分された。(法制日報 9月30日)

### ★★★ 2. WTO加盟に備え各地省・市法院知的財産権審判シンポジウム開催★★★

WTO加盟後、中国の法院は知的財産権に関する案件を審理する際、WTO規定、特に「貿易

に関する知的財産権協定（TRIPs）」を正確に理解、運用する必要がある。9月25日、南京で各地省・市法院知的財産権審判シンポジウムでは、このような問題に対し研究と討論が展開された。今後より多くの条約と協定が国内に適用され、国家の司法主権及び対外政策、中国の履行すべき国際的義務と国際司法共助、また国際司法における抵触法の運用にも大きな影響がもたらされる。曹建明最高人民法院副院長は同討論会で、中国は涉外審判部門の設立を強化し、WTO規定、特にTRIPs協定の研究を進め、知的財産権専門の裁判官を育成することが必要であると強調した。（法制日報9月26日）

### ★★★ 3. 商標登録の国際分類、来年45分類まで増加★★★

国家工商総局商標局の伝えによると、登録商標を使用する商品とサービスの国際分類（ニース分類）に大きな修正が加えられる予定である。中国の商品とサービスの商標登録には、1988年11月1日から国際分類が商標登録の基準として採用されている。1994年8月9日、中国はニース協定の加盟国となった。

今回の修正により、分類項目の追加、削除、変更が行われるほか、類別のタイトルと注釈及び序言も変更され、また第42類第5部分の内容も調整される。以前何回も行われた修正と異なり、今回は商品、サービスの分類が現在の42分類が45分類まで増やされる。世界知的所有権機構の要求に基づき、ニース協定の各加盟国は2002年1月1日より正式にニース分類表第8版を使用することになる。（商標世界9月20日）

### ★★★ 4. 国網社、再びドメインネーム紛争の被告に★★★

北京市第二中級人民法院は、先日ロレックス社とロレアル社が北京国網信息有限公司に対し提起したドメインネーム紛争につき、それぞれ一審判決を下し、国網社に対し登録した問題のドメインネームを取消すとともに、原告に対し経済的損害を賠償するよう命じた。

訴えによると、国網社はロレックス社が中国国内で登録した商標を使った“rolex.com.cn”というドメインネームを先に登録することにより、ロレックス社の商標専用権を侵害した。北京市第二中級人民法院は、国網社のこの行為は誠実信用の基本原則に違反し不当競争を構成するものとし、国網社に対し登録済みのドメインネーム“rolex.com.cn”を取消し、かつロレックス社に対し一万元を賠償するよう命じた。

また同法院は、ロレアル社が国網社に対し登録ドメインネーム“loreal.com.cn”の取消しを訴えた案についても同様の判決を下し、国網社に対して10日以内に当該ドメインネームの登録取消しとロレアル社に対する1.42万元の経済損害賠償を命じた。（法制日報10月10日）

### ★★★ 5. 浙江省で公安厅と科学技術庁が協力、法律執行能力を強化★★★

浙江省公安厅及び科学技術庁は、「知的財産権（特許）管理部門の公安連絡室の設立に関する通知」を共同で公布し、同省の各市、県（市、区）の知識財産権（特許）管理部門内に公安機関の連絡機関を設立することを決定した。当該「通知」によると、当該連絡機関の主任に公安機関経済犯罪調査部門の責任者を、また副主任に知的財産権（特許）管理部門及び公安機関経済犯罪調査部門の関係責任者をそれぞれ担当させ、派遣連絡員は公安機関経済犯罪調査部門及び知的財産権（特許）管理部門の人員により組織され、公安機関の審査を経て書面により招聘を行うこととした。これにより、公安機関と知的財産権（特許）管理部門は互いに情報ネットワークを確立させ、

違法犯罪の手掛かりを早期に発見し、知的財産権の侵害に係わる違法犯罪の状況及びその規律をより良く理解し、関連する刑事案件をすみやかに公安機関に移送することができるようになる。特に重大で複雑な知的財産権（特許）の侵害事件については、互いに提携を強化するとともに、必要に応じて公安機関を早期に介入させたり、共同で証拠取調べを行うことも可能となる。（知識産権報 10 月 17 日）

#### ★★★ 6. 撮影界の大規模な著作権案の審理終結★★★

9 月 20 日北京市第二中級人民法院は、32 名のカメラマンが経済日報出版社を訴えた著作権侵害紛争案を審理し、被告に対し 13.2 万元の賠償を命じた。

被告の経済日報出版社は専門的な出版社であり、1998 年 2 月に「百年間写真史」という本を出版した。同書には二十世紀百年間にわたる中国の歴史的資料となる写真が 1683 枚収録されていたが、いずれの写真にも撮影者の名前は記されていなかった。経済日報出版社は原告の 32 名のカメラマンに無断で、また無報酬で、110 枚の作品を勝手に使用していた。同法院は、中国の著作権法含む関連法律法規には、いずれも営利目的で他人の写真を使用する場合、権利者の許可を得た上で、権利者の名前を記載し、また権利者に対し報酬を支払わなければならないと規定されているとし、被告の行為は署名権と報酬取得権を含む原告の著作権を著しく侵害するものであると述べた。原告は写真一枚につき一万元の賠償金と 5000 元の精神的損害賠償を支払うよう請求したが、これに対し同法院は、原告の経済的損害の確定が難しい上、原告の要求が高過ぎることを理由にこの請求を却下し、賠償金を減額した。（中国知識産権報 10 月 12 日）

#### その他 I P R 関連

#### ★★★ 1. 青海省、特許技術をネット上で取引★★★

青海省特許管理局と西寧市科学技術委員会の主催、及び西寧市生産力促進センター及び青海特許サービスセンターの請負により、第一回中国科学技術成果商談会及び西寧地域特許及び実用技術交易会が西寧において開催された。今回の交易会ではインターネットを利用してネット上でも取引が行われた。商談会の中心会場が北京に、分会場が西寧市技術市場に設けられ、高度なプロジェクトの入札募集、プロジェクト相談、ネット上の調査問合せ、ネット上取引などが行われた。西寧会場では 60 のプロジェクト、オンラインでは 4 つのプロジェクトがそれぞれ取引された。（中国知識産権報 10 月 10 日）

#### ★★★ 2. 深セン東芝社、サービスを強化★★★

今年 8 月、福建省の一消費者が 1998 年に購入した東芝 1560 コピー機が故障を起こした事件が中国質量報により報道された。東芝復印機（深セン）有限公司は当該事件に重視し、すぐ東芝社の北京支社技術部の責任者を中国質量報社に派遣して状況を調べたのち、その翌日にその消費者の自宅に技術者を派遣して無料で部品を交換し、修理を行った。同社のアフタサービスを担当する副総経理は、この事件は小規模ではあるが重要な教訓としなければならないと述べた。同社は代理商だけでなくその副代理商に対しても技術育成を行っているほか、アフタサービス管理を強化し、同業界における「最優秀サービス会社」となることに積極的な意欲を見せている。（中国質量報 10 月 11 日）

### ★★★ 3. 瀋陽の映画館、海賊版ディスクとチケット 1 枚を交換★★★

遼寧省瀋陽市の東北電影院（映画館）で 21 日夜、米最新映画「ハムナプトラ 2・黄金のピラミッド」の上映が開始された。新しい試みとして、持参した海賊版ディスクと映画チケット 1 枚を交換するという方法が導入された。映画館側が海賊版取り締まり活動を PR するために考案した。

海賊版の取り締まり強化のため、瀋陽市の映画会社、文化市場管理弁公室、東北電影院が共同で「海賊版の拒否、私から始めよう」と題した宣伝イベントを催した。この宣伝イベントは、東北電影院のチケット販売窓口にて米国映画「ハムナプトラ 2・黄金のピラミッド」の海賊版ディスク 1 枚を持参すれば、15 元の鑑賞チケット 1 枚と交換でき、館内で上映される同じ映画を鑑賞できるというもの。（人民網日本語版 2001 年 10 月 23 日）

### JETRO からのお知らせ

#### ★★★ 1. 第 8 回日中特許庁長官会合が北京にて開催★★★

10 月 22 日、第 8 回目となる日中特許庁長官会合が北京の国家知識産権局にて開催されました。及川耕造日本国特許庁長官、王景川中国国家知識産権局長は、アジア地域における日中及び韓国の果すべき役割の重要性について再確認するとともに、日中間の審査・情報等に関する協力を引き続き行うことで合意。また、日本側からは、コンピュータソフトウェアの保護、中国の偽造品問題にかかる意匠権のエンフォースメント強化や審判制度の運用改善、外国企業に対する早期審査制度の適用等について要請しました。

また、及川長官は翌 23 日、国家工商行政管理総局の甘副局長を表敬し、中国における日本企業のニセモノ被害の実態と更なる取締り強化を要請しました。次回、日中特許庁長官会合は来年秋に日本で開催される予定です。

#### ★★★ 2. 産業競争力と知的財産権を考える研究会がスタート★★★

10 月 19 日、経済省産業政策局長及び特許庁長官が主催する「産業競争力と知的財産権を考える研究会」（委員長、阿部博之東北大学総長）がスタートしました。この研究会の下には 3 つの WG が設置され、専門家による議論を経て年内を目途に取りまとめを行う予定。特に、中国におけるニセモノ問題は本研究会の重要なテーマとされており、今後、政府・産業界が一体となってこの問題に対処する方針が出されることが期待されます。

#### ★★★ 3. 日本商工会議所 IPG、11 月会合開催のお知らせ★★★

日本商工会議所 IPG の 11 月会合が、11 月 14 日（水）、午後 3 時より北京市の長城飯店にて開催されます。今回は、ニセモノ対策に豊富な経験を有する天津市のペガサスミシン様からのご講演と、中国の産学連携及び大学発ベンチャー育成の取り組みについて精華大学 TL0 よりご講演頂く予定です。

#### ★★★ 4. ニセモノ調査会社リストをホームページに掲載★★★

JETRO 北京センターがアンケート調査を行った中国国内のニセモノ調査会社のリストをホームページ（下記、日中経済協会知財室）に掲載いたしました。JETRO からのアンケートに回答のあった企業のみ掲載されていますが、このアンケートは引き続き実施し、今後とも情報の拡充を

図っていく予定です。ニセモノ被害に苦慮されておられる企業の方は、是非、こうした調査会社のご活用をお勧めします。

★★★5. JETRO 北京センター「知的財産権基礎コース」が開講★★★

日系企業の日本人駐在員、及び現地中国人スタッフに対する「知的財産権基礎コース」研修が、10月18日より北京にて開講しました。このコースは、日系企業の方々に、中国での事業活動で必要となる最低限の基礎的知識を習得して頂くために無料で開催しています。毎月1回、全6回コースで、日本人駐在員向けは毎月第3木曜日の午後4時から、中国人スタッフ向けには毎月第4木曜日の午後4時からです。

なお、JETRO 上海センター及び JETRO 香港センターでも、この基礎コースの開催を予定しておりますので、ご興味のある方は上海センター（担当：水田）、香港センター（担当：青木）までお問合せ下さい。

==== **China IP News Letter** =====

J E T R O 北京センター 知的財産権室

=====  
発行人：JETRO 北京センター知的財産権室 室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています（記事末尾に出展の記載のないものは、JETRO 独自調査によるものです）。

配布の追加・停止等は、以下にアクセスお願いいたします。

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

また、中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、下記アドレス（日中経協知財室HP）にアクセス下さい。

<http://www.cnip.org>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail : [post@cnip.org](mailto:post@cnip.org)

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved

---

---